

## 白子町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、白子町職員措置請求について、監査した結果を次のとおり公表します。

令和7年12月19日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 大多和秀一

記

### 第1 請求人

（白子町在住者）

### 第2 請求の内容

請求人から令和7年10月22日に提出された白子町職員措置請求書及びその事実を証する書面の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和7年10月22日白子町職員措置請求書）

#### 第1 請求の要旨

##### 1 請求の趣旨

- (1) 白子町長（略）（以下、「町長」という。）は、白子町地域プロジェクトマネージャーであった（A）（以下、「（A）」といふ。）に対し、令和7年4月30日付返還請求書により請求した給与返還債権126万円について、直ちに民事訴訟を含む適切な債権回収措置をせよ。
- (2) 町長は、（A）に対し、支払期限である令和7年5月31日以降現在まで支払いを怠っていることによる遅延損害金として、元本126万円に対し令和7年6月1日から完済まで年3%の割合による金員の支払いを請求せよ。
- (3) 町長は、町に対し、前項の債権回収を怠ったことにより町が被った財政上の損害相当額及びこれに対する遅延損害金相当額を支払え。

#### 第2 請求の原因

##### 1 本件措置請求の概要

本件措置請求は、白子町地域プロジェクトマネージャーとして勤務していた（A）が、令和6年10月ごろから、4か月間にわたり勤務時間の約7割を私的なインターネット閲覧に費やしていたことが判明し、町が懲戒処分を行った上で給与返還請求を実施したにもかかわらず、町長が合理的理由なく債権回収措置を怠り続けていることについて、適切な債権回収の実施及び回収を怠った

ことによる財政損失の補填を求めるものである。

## 2 懲戒処分と給与返還請求の経緯

### (1) 懲戒処分の実施

町は、令和7年3月19日、企画財政課に所属していた（A）について、令和6年10月頃から令和7年2月頃までの約4か月間、勤務時間の約7割を株価確認や求人情報検索など私的なインターネット閲覧に費やしていたことを理由として、停職1か月の懲戒処分を行った。

### (2) (略) 前町長による返還請求の表明

令和7年3月27日付で措置請求者が代表を務める（略）から提出された公開質問状に対し、町長は令和7年4月3日付回答書において、「給料4ヶ月分の7割の金額を基準とし、金額を精査し令和7年4月30日までに返還請求する」旨回答した。

### (3) 給与返還請求書の発出

上記町長回答に基づき、町は令和7年4月30日付で（A）に対し、給与126万円の返還請求書を発出し、支払期限を令和7年5月31日とした。

## 3 町長による債権回収の不履行

### (1) 債権回収措置の完全な放置

支払期限である令和7年5月31日から現在に至るまで、町からの回答によれば、町長は督促状の発送や法的措置等、必要な債権回収措置を講じていない。

### (2) 住民に対する背信行為

町長は、（略）からの質問に対し、公式文書で返還請求を行う旨を明言したにもかかわらず、その後の債権回収を完全に放置していることは、住民に対する重大な背信行為である。

## 4 債権管理義務違反の重大性

### (1) 地方自治法第240条第1項違反

地方自治法第240条第1項は、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の債権について、時効による消滅その他の事由による権利の消滅を防止し、その保全及び取立てに努めなければならない」と規定している。

この点、債権の性質は異なるものの、例えば地方税法第329条の2は、納期限後20日以内に督促状を発する法的義務を義務付けており、また、香川県坂出市の債権管理マニュアルには、本件のような私債権についても、「税との均衡を保つため、納期限後20日以内に督促状を発する」旨定めている。

このように、町長には債権回収の法的義務があるところ、租税債権の回収と異なり支払期限から4か月以上経過しても、督促等を行わなかった行為は、上記法的義務に違反する財務会計上の怠る事実である。

### (2) 時効完成による権利消滅の危険

当該債権は不当利得返還請求権として民法第166条第1項により5年の消滅時効にかかる。現在の状況が継続すれば、時効が完成し、町民の貴重な財産である126万円が回収不能となる重大な危険がある。

### （3）納税者に対する背信行為

（A）の給与は町民の税金から支払われたものである。その不当部分の回収を怠ることは、納税者に対する重大な背信行為であり、地方財政運営の根幹を揺るがす不当な行為である。

### 5 一般住民に対する処分との不均衡

町は、（A）に対しては適切に懲戒処分を行い、かつ給与返還請求まで実施したにもかかわらず、その後の債権回収については完全に放置している。

一般住民に対する租税債権については前記の督促や、差し押さえ等の強制処分がなされる一方で、職員に対する債権のみを放置することは、債権回収における公平性・一貫性を著しく欠く不当な取扱いと言わざるを得ない。

### 6 財政損失の発生と継続

#### （1）遅延損害金請求権の不行使

民法第419条により、債務者が期限後に履行遅滞に陥った場合、債権者は遅延損害金を請求することができる。町長が遅延損害金の請求を怠ることにより、町は本来得られるべき収入を逸失し続けている。

令和7年6月1日から現在まで約4か月半が経過し、元本126万円に対する年3%の遅延損害金約1万5千円相当の逸失利益が発生している。

#### （2）債権価値の毀損

町長が債権回収措置を怠ることにより、当該債権の回収可能性は時間の経過とともに低下し、町の財産価値が毀損されている。

### 7 惰る事実

前記のとおり、町長が、明確な債権回収義務があるにもかかわらず、合理的理由なく回収措置を怠り続けることは、財産の管理を怠る事実となる。

### 8 遅延損害金について

町長が適切に債権回収措置を行わないことにより町が被った財政損失については、令和7年6月1日から返還完了まで、民法所定の法定利率（年3%）による遅延損害金を加算して請求すべきである。

### 9 結論

前記のとおり、当該債権に対する回収措置の不履行は、地方自治法第240条第1項に違反し、かつ現在も町に継続的な財政損失をもたらしている違法な怠る事実である。

よって、請求者は、白子町監査委員に対し、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、町長による本件怠る事実に係る上記請求につき厳正な措置を求める。

### 10 補足

#### （1）措置請求における判断基準時点について

住民監査請求の監査は、措置請求時点の事実関係を基準として行うべきである。

この点、措置請求者が過去に行った措置請求結果（令和3年白子町監査委員告示第3号）では、措置請求後に町が是正措置を講じたことを理由として

請求を棄却する判断がなされた。しかし、措置請求後のは正は措置請求時点での違法性・不当性の判断に影響を与えるべきではない。

仮にこのような判断を認めるならば、行政にとって都合の悪い措置請求については、措置請求後、監査結果前に事後的なは正措置を講じることにより、すべて棄却することが可能となってしまう。

しかし、これは住民監査請求制度を形骸化させる極めて不当な解釈である。

したがって、本件措置請求について、仮に請求後に町が何らかのは正措置を講じたとしても、措置請求時点における違法性・不当性は厳然として存在する事実であり、監査委員はこれを適切に認定すべきである。住民監査請求制度の実効性確保のため、措置請求時点での事実関係に基づく厳正な判断を強く求める。

(添付されている事実証明書)

(令和7年10月22日白子町職員措置請求書)

- 1 甲1号証 元職員の弁解記録、経歴等<添付省略>
- 2 甲2号証 白子町職員の懲戒処分の公表について<添付省略>
- 3 甲3号証 公開質問状及び回答書<添付省略>
- 4 甲4号証 懲戒処分及び給与返還請求通知書<添付省略>

### 第3 請求の受理

令和7年10月22日に受付した「白子町職員措置請求書」による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、令和7年10月30日付けで受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、債権に対する回収措置の不履行に係る「財産の管理を怠る事実」について、法令等に基づき監査を行う。

#### 2 監査対象部署

町総務課

#### 3 監査の期間

令和7年10月22日から令和7年12月19日まで

#### 4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和7年10月22日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和7年11月14日に実施した。

#### 5 関係職員の調査

##### (1) 関係職員の調査

監査対象部署に関係書類の提出を求め、令和7年11月26日に総務課長、

総務課長補佐から事情聴取を行った。なお、その際に関係書類である令和7年11月26日実施白監第44号分に関する意見聴取資料（総務課）が提出された。

#### （2）調査の要旨

関係書類の確認、精査及び関係職員の事情聴取を行い、本件監査請求に係る財産の管理を怠る事実の有無について調査する。

#### 6 補助職員の交替

監査に関する担当書記について、監査の公正性確保の観点から補助職員の交替を実施。令和7年11月4日に事務分担を変更。

### 第5 監査の結果

#### 1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係職員の調査並びに提出された書類、また、これらに係る法令等から、次の事実を確認した。

#### （1）懲戒処分

令和7年3月19日付け白総第2972号の2の懲戒処分等通知書により通知あり。懲戒処分等の種類は令和7年3月21日より停職1ヶ月。

#### （2）給与返還手続き

令和7年4月30日付け白総第364号の給料返還請求通知書により通知あり。請求金額は126万円也（2024年10月～2025年2月に支給された給料総額の約7割に相当する額）。支払期限は令和7年5月31日。

#### （3）債権回収手続き

令和7年5月31日以降、町長による督促状の発送や法的措置等、債権回収に関する措置は確認できない。

#### （4）千葉県市町村公平委員会裁決

令和7年10月29日付け令和7年千公審第1号の裁決により通知あり。元白子町職員（A）が令和7年6月18日付けで提起（同日受付）した不利益処分に関する審査請求について、裁決あり。

処分者（白子町長（略）（処分時の町長：（略）））が令和7年3月19日付で請求人（（A））に対して行った「令和7年3月21日より停職1ヶ月」との懲戒処分を「戒告」との懲戒処分に修正する。

#### 2 監査委員の判断

##### （1）令和7年4月30日付返還請求書により請求した給与返還債権126万円について、直ちに民事訴訟を含む適切な債権回収措置をするよう求めることについて

ア 法第240条第2項は、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに關し必要な措置をとらなければならない。」と規定している。

また、地方税法（昭和25年法律第226号）第329条第1項は、「納

税者（特別徴収の方法によって市町村民税を徴収される納税者を除く。以下本款において同様とする。）又は特別徴収義務者が納期限（第321条の11又は第328条の9の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額又は不足金額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下市町村民税について同様とする。）までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。」と規定している。

なお、令和7年10月22日付けで提出された白子町職員措置請求中、「第2 請求の原因」・「4 債権管理義務違反の重大性」において、地方自治法第240条第1項と地方税法第329条の2の表記は誤りである可能性が高い。

イ 令和7年4月30日付け白総第364号の給料返還請求通知書では、支払期限を令和7年5月31日としているため、地方税法第329条第1項の規定を当てはめると、概ね令和7年6月20日までには督促状を発しなければならない。しかしながら、督促状の発付は確認できていない。

ウ 令和7年11月26日実施白監第44号分に関する意見聴取資料（総務課）では、令和7年5月15日に（A）から総務課あてに申立書がメール送信されたことが確認でき、令和7年6月26日には千葉県公平委員会から審査請求の受理について通知があったことが確認できる。

エ 以上のとおり法令等の規定から、町長は早々に債権回収の措置を講ずべきであったと認められるが、一方で、事務手続きを確實に実施する観点から若干の時間がかかっていたと思料される中で、千葉県公平委員会から審査請求の受理について通知があったため、直ちに民事訴訟を含む債権回収手続きを執行しなかったことには相応の理由があると解せられる。

よって、町長による債権回収の不履行が、著しく債権回収措置の完全な放置や住民に対する背信行為に当たるとは認められず、令和7年4月30日付返還請求書により請求した給与返還債権126万円について、直ちに民事訴訟を含む適切な債権回収措置をするよう求めるについて、その主張は認められない。

オ 令和7年10月29日付け令和7年千公審第1号で通知された千葉県市町村公平委員会の裁決によると、元白子町職員（A）が令和7年6月18日付けで提起（同日受付）した不利益処分に関する審査請求について、処分者（白子町長（略）（処分時の町長：（略）））が令和7年3月19日付けで請求人（（A））に対して行った「令和7年3月21日より停職1ヶ月」との懲戒処分を「戒告」との懲戒処分に修正する、と裁決されている。

よって、今回の千葉県市町村公平委員会の裁決は、停職は不適切であり戒告に変更というもので、法的には当初から停職処分は存在しなかった、正当な懲戒処分は戒告であったと結論付けた。これにより本件の懲戒処分

は、遡及的に戒告へ修正される。

カ 戒告処分と給与の関係としては、戒告は身分上の不利益のみであり、給与減額や不支給を伴わない懲戒処分である。したがって、戒告処分が正当な懲戒である以上、当該期間は適法に白子町職員として在職し、勤務義務を負う職員という評価となる。

当初の返還請求は、停職中は無給という前提であるので、支給済給与は法律上の原因を欠く支出（不当利得）という判断だったが、停職処分が遡及的に否定された結果、無給とする法的根拠が消滅した。その結果、給与支給は適法な支給に転化し不当利得ではなくなるため、給与返還請求を維持する法的根拠は喪失されたと解すべきである。

よって、令和7年11月13日付け白総第1850号の給料等返還請求取消通知書で126万円等の返還を取り消したことは是認できる。

(2) 支払期限である令和7年5月31日以降現在まで支払いを怠っていることによる遅延損害金として、元本126万円に対し令和7年6月1日から完済まで年3%の割合による金員の支払いを請求するよう求めることについて

上記(1)オ・カで示したとおり、支払期限である令和7年5月31日以降現在まで支払いを怠っていることによる遅延損害金として、元本126万円に対し令和7年6月1日から完済まで年3%の割合による金員の支払いを請求するよう求めることについて、その主張は認められない。

(3) 町長は、町に対し、前項の債権回収を怠ったことにより町が被った財政上の損害相当額及びこれに対する遅延損害金相当額を支払うよう求めることについて

上記(1)オ・カで示したとおり、町長は、町に対し、前項の債権回収を怠ったことにより町が被った財政上の損害相当額及びこれに対する遅延損害金相当額を支払うよう求めることについて、その主張は認められない。

### 3 結論

以上により、本件について理由がないこととなるため、棄却する。

以上